

重要事項に係わる調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第5号の2、同法施行規則第16条の2、及び昭和63年11月21日建設省経動発第89条により、下記の中高層分譲共同住宅（マンション）の取引に係わる重要事項について必要費用を添えて、調査を依頼します。

調査依頼年月日	平成 年 月 日			
宅地建物取引業者	会社名			
	所在地・送付先	〒		
	免許番号	国土交通大臣 知事 () 第 号		
	依頼者	所属部課		
		氏名		
TEL				
	FAX			
調査対象マンション	マンション名			
	所在地			
	売却依頼主	住戸番号		
		氏名		
依頼事項	※「依頼する・依頼しない」の項目に○をつけ、合計金額欄に金額を記載ください。			合計金額
	<input type="checkbox"/> 重要事項に係わる調査報告書	依頼する・依頼しない	¥3,150 (税込) × 1	
	<input type="checkbox"/> 管理規約・細則 (施行規則第16条の2第1号～第7号関係)	依頼する・依頼しない	¥2,100 (税込) × 1	
	<input type="checkbox"/> 総会議事録の写し(直近分より)	依頼する・依頼しない	¥315 (税込) × () 期分	
	<input type="checkbox"/> 長期修繕計画	依頼する・依頼しない	¥1,050 (税込) × 1	
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕積立金積立総額(施行規則第16条の2第6号関係) ・管理費、修繕積立金等の月額(施行規則第16条の2第6、7号関係) ・管理組合の金融機関からの借入額(施行規則第16条の2第6号関係関連) ・管理費、修繕積立金等の滞納額(施行規則第16条の2第7号関係) ・建築年月、共用部分の内装・外装の修繕の実施状況(施行規則第16条の2第9号関係) ・大規模修繕の予定 ・駐車場、駐輪場、バイク置場の有無、月額、空き状況 ・マンションの管理形態(受託・管理員氏名・勤務日等) ・減免規定の有無 ・管理費等改定予定 ・その他負担金の有無 ・管理費等支払方法 ・ペット飼育、リフォーム・ピアノ規定、及び専有部分の使用に関する規定 ・アスベスト使用、耐震診断、住宅性能評価等の調査の有無、及び調査内容 			
その他の項目	(上記調査項目に追加する項目がありましたら記載ください)			
調査依頼の注意事項	<p>① 依頼事項の手数料について <u>上記「依頼事項」の合計金額をお振込の上、振込明細を本依頼書と一緒にFAXをお願いします。</u> 【振込口座】 <u>三井住友銀行 洗足支店 普通 5035540 株式会社エム・シー・サービス</u> ※ 振込手数料はご負担ください。 ※ 領収書は発行いたしません。振込明細をもって領収書に代えさせていただきます。</p> <p>② 受付時間・発行について 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※ 17:00以降の受付は翌日の受付となります。また土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日の受付となります。 ※ 原則、受付日から2～3日中に発行いたします。</p> <p>③ 関連書類について 重要事項に係わる調査報告書を送付する際、組合員変更届等、引渡関係書類一式も、同封させていただきます。</p> <p>④ その他 上記物件の総会議案書、議事録、長期修繕計画、検査済証、パンフレットの写し等は、原則 売主(当該住戸の現区分所有者)の方から受け取るよう、お願いいたします。</p>			

株式会社エム・シー・サービス 記入欄

受付日 _____
 発行者 _____
 担当者 _____

フロント	会計	受付